

「談合等及び暴力団排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項（物品・委託用）」新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条 省略</p> <p>(談合その他不正行為に係る解除)</p> <p>第2条 山武郡市広域水道企業団（以下「発注者」という。）は、契約の相手方（以下「受注者」という。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、<u>受注者（受注者が協同組合又は共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合については、その代表者又は構成員。次号において同じ。）</u>に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は<u>同法第7条の2第1項</u>の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。</p> <p>(2) <u>この契約に関して受注者</u>（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。</p> <p>2 受注者が<u>協同組合等</u>である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。</p> <p>3 受注者は、前2項の規定により<u>成果物の引渡し前にこの契約</u>が解除された場合は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を<u>発注者の指定する期間内に</u>支払わなければならない。</p> <p>4 契約を解除した場合において、<u>契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供</u>がされているときは、発注者は、<u>当該契約保証金又は担保をもって違約金に</u>充当することができる。</p> <p>5 省略</p>	<p>第1条 省略</p> <p>(談合その他不正行為に係る解除)</p> <p>第2条 山武郡市広域水道企業団（以下「発注者」という。）は、契約の相手方（以下「受注者」という。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 公正取引委員会が、<u>受注者</u>に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は<u>第7条の2第1項</u>の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。</p> <p>(2) <u>受注者</u>（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。</p> <p>2 受注者が<u>協同組合及び共同企業体（以下「協同組合等」という。）</u>である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。</p> <p>3 受注者は、前2項の規定により<u>契約</u>が解除された場合は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を<u>発注者が指定する期限までに</u>支払わなければならない。</p> <p>4 契約を解除した場合において、<u>契約保証金が納付</u>されているときは、発注者は、<u>当該保証金を違約金に</u>充当することができる。</p> <p>5 省略</p>

「談合等及び暴力団排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項（物品・委託用）」新旧対照表

改正案	現行
<p>(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)</p> <p>第3条 受注者は、前条第1項各号のいずれかに<u>相当</u>するときは、発注者が<u>この契約</u>を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者が<u>この契約</u>を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、<u>命令の対象</u>となる行為が、<u>独占禁止法第2条第9項第3号及び同項第6号</u>に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売である場合、その他発注者が<u>特に必要と認める場合</u>は、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、発注者は、発注者<u>に</u>生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。</p> <p>3 省略</p>	<p>(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)</p> <p>第3条 受注者は、前条第1項各号のいずれかに<u>該当</u>するときは、発注者が<u>契約</u>を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者が<u>契約</u>を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、<u>命令又は審決の対象</u>となる行為が、<u>独占禁止法第2条第9項</u>に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売である場合、その他発注者が<u>認める場合</u>はこの限りでない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、発注者は、発注者<u>の</u>生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。</p> <p>3 省略</p>
<p>(暴力団等排除に係る解除)</p> <p>第4条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>直ちにこの契約</u>を解除することができる。</p> <p>(1) 受注者の役員等(受注者が個人である場合には<u>その者その他経営に実質的に関与している者を</u>、受注者が法人である場合には<u>その役員、その支店又は営業所の代表者その他経営に実質的に関与している者を</u>をいう。以下同じ。)が、<u>暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)</u>又は<u>暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)</u>であると認められるとき。</p> <p>(2) 受注者の<u>役員等が</u>、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を<u>図る目的</u>又は第三者に損害を加える目的をもって、<u>暴力団</u>又は暴力団員を利用するなど</p>	<p>(暴力団等排除に係る解除)</p> <p>第4条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>この契約</u>を解除することができる。</p> <p>(1) 受注者の役員等(受注者が個人である場合には<u>その者を</u>、受注者が法人である場合には<u>その代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与しているものを</u>をいう。以下同じ。)が、<u>暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。)</u>であると認められるとき。</p> <p>(2) 受注者の<u>役員等が</u>自己、自社若しくは第三者の不正の利益を<u>図り</u>、又は第三者に損害を加える目的をもって、<u>暴力団(暴対法第2条第2号に規定する</u></p>

「談合等及び暴力団排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項（物品・委託用）」新旧対照表

改正案	現行
<p>していると認められるとき。</p> <p>(3) 受注者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど<u>直接的あるいは積極的に</u>暴力団の維持、運営に協力し、<u>若しくは</u>関与していると認められるとき。</p> <p><u>(4) 受注者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている</u>と認められるとき。</p> <p><u>(5) 受注者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している</u>と認められるとき。</p> <p>(削除)</p> <p>(6) 受注者が、<u>再委託契約その他の契約</u>に当たり、<u>その相手方が</u>前各号のいずれかに該当する<u>ことを知りながら、当該者と契約を締結した</u>と認められるとき。</p> <p><u>(7) 受注者が、前各号のいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。</u></p> <p>2 省略</p> <p>3 受注者は、前2項の規定により<u>成果物の引渡し前にこの契約</u>が解除された場合は、違約金として、契約金額（単価契約の場合には、発注者が算出した発注（予定）総額）の10分の1に相当する額を<u>発注者の指定する期間内に</u>支払わなければならない。</p> <p>4 契約を解除した場合において、<u>契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供</u>がされているときは、発注者は、<u>当該契約保証金又は担保をもって違約金に</u>充当することができる。</p>	<p><u>ものをいう。以下同じ。）</u>又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>(3) 受注者の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど<u>積極的に</u>暴力団の維持、運営に協力し、<u>又は</u>関与していると認められるとき。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(4) 受注者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している</u>と認められるとき。</p> <p><u>(5) 受注者の役員等が、暴力団、暴力団員又は第1号から第4号までのいずれかに該当する法人等（有資格業者でないものを含む。）であることを知りながら、これを利用するなどしている</u>と認められるとき。</p> <p>(6) 受注者が、<u>契約の履行</u>に当たり、前各号のいずれかに該当する<u>者に契約の履行を委託し、又は請け負わせた</u>と認められるとき。</p> <p>(新設)</p> <p>2 省略</p> <p>3 受注者は、前2項の規定により<u>契約</u>が解除された場合は、違約金として、契約金額（単価契約の場合には、発注者が算出した発注（予定）総額）の10分の1に相当する額を<u>発注者が指定する期限までに</u>支払わなければならない。</p> <p>4 契約を解除した場合において、<u>契約保証金が納付</u>されているときは、発注者は、<u>当該保証金を違約金に</u>充当することができる。</p>

「談合等及び暴力団排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項（物品・委託用）」新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>5 省略</p> <p>(暴力団等からの不当介入の排除)</p> <p>第5条 受注者は、契約の履行に当たり、<u>以下の事項を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>受注者は、暴力団又は暴力団員から業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。</u></p> <p>2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない<u>。</u></p> <p>3 発注者は、受注者が前2項に違反した場合は、<u>山武郡市広域水道企業団建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成8年4月1日施行）</u>の定めるところにより、指名停止の措置を行う。<u>受注者の再委託業者が報告を怠った場合も同様とする。</u></p>	<p>5 省略</p> <p>(暴力団等からの不当介入の排除)</p> <p>第5条 受注者は、契約の履行に当たり、<u>暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに 適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。</u></p> <p>2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければなら<u>ない</u></p> <p>3 発注者は、受注者が前2項の規定に違反した場合は、<u>山武郡市広域水道企業団建設工事等請負業者等指名停止措置要領</u>の定めるところにより、指名停止の措置を行う<u>。</u></p>